平成２８年（フ）第４４９号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目８番６－302号
破産者　木下　　学
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１６号
佐賀市材木２丁目３番20号　１Ｆ
破産者　福地商店こと　福地　和興
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1219番地
破産者　桐原　卓也
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
青森県八戸市大字市川町字新堀５番地１
破産者　谷地　正男
法定代理人成年後見人　川村　いみ
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
秋田県由利本荘市鳥海町伏見字山添93番地３
破産者　佐藤　郁一
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第１３号
秋田県仙北郡美郷町金沢西根字中萩沢６番地１
破産者　佐藤　　惇
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１０６号
岐阜県瑞穂市野白新田406番地２　コーポはなみずき　105号、前住所岐阜県羽島市福寿町平方３丁目10番地（サンロフティⅢ－Ｄ号室）
破産者　鈴村　健二
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９６号
岐阜市城東通３丁目36番地（モアグレース城東通　801号室）
破産者　平田　省子
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４５号
静岡県駿東郡長泉町下土狩840番地の18　２階、前住所静岡県駿東郡清水町伏見785番地の１　グリーンタウン伏見408号
破産者　山本　希望
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
愛知県江南市赤童子町桜道77番地　桜花城レジデンス106号
破産者　仲尾次一文
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４４号
愛知県江南市五明町大膳120番地　雇用促進住宅五明宿舎２棟206号
破産者　嶋田　哲之
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第５８７号
兵庫県芦屋市東山町29番15号、前住所神戸市灘区赤坂通６丁目２番９号　坂本文化２階
破産者　新居茂浩こと　朴　　聖烈
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１４号
兵庫県西宮市与古道町２番34―303号
破産者　木戸　春樹
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３０号
兵庫県西宮市豊楽町15番６－116号
破産者　赤井　俊道
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８２号
兵庫県西宮市森下町６番25―606号
破産者　鳥田塗装こと　鳥田　　泰（旧姓富名腰）
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３９４号
北九州市八幡西区大畑町14番18号
破産者　北村　里美
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４４５号
福岡県直方市大字上頓野2272番地７、住民票上の住所北九州市八幡西区穴生２丁目３番30号
破産者　谷口ヒデ子
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０号
熊本県菊池市隈府274番地３　エトワール祐305
破産者　岡村　幸治
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係